記入例:子の継続認定

任意継続申出用被扶養者確認書

					意継続加入時以降の状况等 に添付し提出してくだ <mark>さ</mark>				
				作成日	令和 〇 年 〇 月	○ 目			
	任意継続の は以下のとお		認定を要する被扶養者	組合員番号	19876543				
			いた場合は、速やかに	組合員氏名	公支 太郎				
引き続	き認定を要	する被扶養者	を記入	電話番号	090-****	**			
1 現在被扶養者に認定されており、任意継続後も継続認定を受けようとする者									
	氏名	公支	爱 生年月日	□ 昭和・ ⊉ 平成・ □ 名	一大 住口景	□ 同一 止 別			
	同別居等 [□ 同居 生活費等 D 別居→→ 送金月額	100,000円		航目的 □ 留学 □ 観光・	保養等			
		D 義務教育以下(□ 家事従事者	未就学児・義務教育)	学生 (高校生・大	学生等)				
			居の場合は、生活	活費等で組合員((組合員夫婦)が送金	全又は負担			
		□ その他(D 有 → 公的 —	ている金額(組合	員夫婦の合計額)を月額に換算して	記入			
	収入	□無の有無	世無	の収入	.(年額) 358, (000円			
	資格確認	図書発行要否 □ 昇	※ マイナ		、況にある場合のみ対象(裏i	面参照)			
+	氏名		学生年月日	□ 昭和・ 🎝 平成・ □ 名	以 上八宗	少 同一 □ 別			
	実生活上 同別居等 [□別居→→ 送金月額	円 円	居住地等 □ 海外:渡f	航目的 □ 留学 □ 観光・	保養等			
	扶		未就学児・義務教育) 職活動中・障がい者	・学生(高校生・大 ・病気療養中等					
	者 理由 [■ なすにする		・年金受給者・自営業	等) 該当する理	曲に図、〇			
		レ 有 → 公的年金 □無 の有無	□ 有:年額 ▶無	円 公的年 の収入		000 円			
	資格产認	忍書発行要否 □ 昇	※ マイナ	保険証で受診できない状	: 況にある場合のみ対象(裏i				
【当該被扶養者の収入】 ・任意継続加入後の状況を想定して、これまでの実績等から収入見込額(年額)を記入 ・毎年7月に被扶養者の資格確認調査に必要なため、被扶養者の収入確認書類(給料明細・ 年金額通知書等)の写しを保管(任意継続加入手続き時は記入のみ、提出不要)									
参考 【新たに認定を必要とする被扶養者がいる場合】									
参考 【新たに認定を必安とする被扶後有がいる場合】 本書には記入せず、認定要件を備えた日以降に、次の書類を提出。									
・様式 … ①被扶養者認定申告書、②扶養事由書									
・認定要件確認書類(重複しているものは1部)									
・・・・①続柄:戸籍又は住民票(組合員が世帯主で、続柄の記載された個人番号のないもの)									
	②国内居住要件:住民票、③直前の健康保険確認:資格喪失証明書等、④収入確認								
	②国内居	往安件∶任氏		ペート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		以八唯 認			
	⑤夫婦共	−同扶養・他の	扶養義務者、⑥	別居の場合の送:	金状況	以八唯 認			
L	⑤夫婦共	同扶養・他の □ 収入が少ない (扶養義務者、⑥		金状況	仪八 傩 祁			
L	⑤夫婦共	−同扶養・他の	扶養義務者、⑥	別居の場合の送:	金状況 ^{等)})			

被扶養者が「子」の場合は、次頁の2(1)を必ず記入

被扶養者が「子」の場合は、2(1)を記入

2 夫婦共同扶養・他の扶養義務者の有無等

被扶養者に「配偶者」以外の被扶養者がいる場合は、次の(1)又は(2)を記入。

(1) 当該被扶養者が「子」の場合

被扶養者が「子」で、組合員に配偶者がいて配偶者が被扶養者でない場合は、夫婦共同扶養に該当。

■② 夫婦双方の年間収入(見込額)の比較 ※配偶者が当支部組合員の場合は記入不要。

組合員の配偶者が、被扶養者又は当支部組合員でない場合は、 ②夫婦双方の年間収入(任意継続加入後向こう1年間)を記入

支び

・夫婦双方の年間収入(任意継続加入後向こう) 年間) 見込額

組合員の収入

1,600,000 | ※退職後の収入

配偶者 の収入

1,450,000

※ 前年と同程度の場合 は、前年の収入。

(2) 当該被 失養者が「子・配偶者」以外の場合

【組合員の年間収入】

場

退職後の状況を想定して、任意継続加入後向 こう1年間の収入見込み額を記入。

- ※在職時の給与等は含まない。
- ※組合員の方が多い、又は、同程度(年間収入の差が多いほうの1割以内)であること。

【配偶者の年間収入】

任意継続加入後向こう1年間の収入見込み 額を記入。

前年と同程度の場合は、前年の収入(源泉 徴収票の収入額等)を記入。

日頃から、彼伏袞石の収入扒祝寺を確認し、被扶養者の給料明細等、収入確認書類を保管してください。毎年7月頃に実施する被扶養者の資格確認調査で、被扶養者の収入確認書類(年金額通知書・給料明細等)の写しを提出することとなります。

1 被扶養者認定上の所得について

被扶養者認定上の所得とは、所得税法上の所得とは異なり、向こう1年間における恒常的な収入(税等控除前)の総額で、障害年金、遺族年金等の非課税所得や、傷病手当金、個人年金、利子、配当、株等による収入等も含みます。 退職金、一括払いの給付金等、その1回限りの収入は含みません。

2 所得限度額

被扶養者の区分	年額	月額(年額÷12)
障害事由の公的年金の受給要件に該当する者、 又は、60歳以上の者	180万円未満	15万円未満
上記以外の者	130万円未満	108,334円未満

- * 雇用保険を受給する場合は、給付日数にかかわらず、基本手当日額×360日で年額に換算。
- * 被扶養者認定後、収入が変動する場合は、毎月の収入総額(税等控除前の支給総額)が、3 か月連続して月額限度額を超過しないこと、及び、直近過去12か月分の合計額が年額限度額を超過しないことが必要。
- 3 被扶養者取消事例
 - ・勤務先で健康保険に加入した
- ・夫婦共同扶養で配偶者の方が収入が多くなった
- ・3か月連続して月額限度額を超過した
- ・直近過去12か月の合計額が年額限度額を超過した
- ・勤務先や勤務時間を増やし所得限度額超過が見込める
- ・公的年金が決定し、その他の収入と合わせて所得限度額を超過した
- ・別居で送金を止めた(減額した)
- ・被扶養者が海外で活動するために渡航した

【資格確認書発行対象】

マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていない・利用登録解除済み、マイナ保険証での受診が困難